

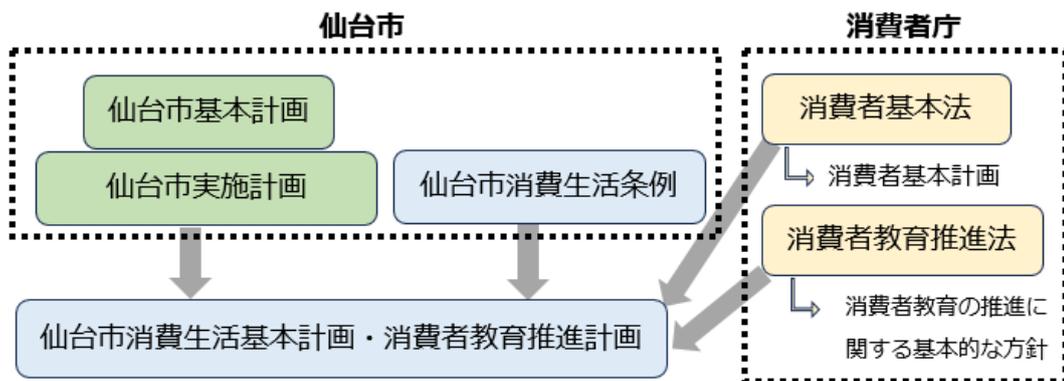
令和 6 年度仙台市消費生活基本計画の実施状況について

1 計画の目的

多様な主体との連携により、「消費者が安全に安心して暮らせる社会」及び「消費者市民社会」の実現を目指し、消費者の利益の擁護や消費者の自立の支援に関する施策を、総合的かつ計画的に推進する。

2 計画の位置づけ

「仙台市基本計画」を上位計画とし、「消費者基本法」及び「仙台市消費生活条例」に基づき、消費生活に関する施策を計画的に推進するための総合的な計画として策定した。また、「消費者教育推進法」第 10 条により策定に努めることとされている「市町村消費者教育推進計画」を包含している。



3 取り組むべき課題

消費者を取り巻く状況を踏まえ、本計画を推進する上での課題を次のとおり整理している。

- 課題 1 消費生活の安全・安心の確保
- 課題 2 成年年齢引き下げに対応した消費者教育の充実
- 課題 3 消費者市民社会の形成に寄与する取り組みの推進
- 課題 4 消費者被害の防止及び救済
- 課題 5 高齢者の見守り

4 計画の構成

3のように整理した課題に対応し、「消費者が安全に安心して暮らせる社会」及び「消費者市民社会」の実現を目指し、5つの施策の柱に基づいて取り組みを推進している。また、施策の柱ごとに、「施策の方向」→「主な施策」→「取組事項」に細分化している。

- ◎ 施策の柱Ⅰ 消費生活の安全・安心の確保
- ◎ 施策の柱Ⅱ 消費者教育・啓発の推進
- ◎ 施策の柱Ⅲ 消費者被害の防止及び救済
- ◎ 施策の柱Ⅳ 高齢者等特に配慮を要する消費者への対応
- ◎ 施策の柱Ⅴ 多様な主体との連携の推進